

平成25年第5回横手市議会11月臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成25年11月12日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 会期の決定について
- 第 6 副議長選挙について
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 報告第 43号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 44号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 45号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 議案第132号 財産の取得について
- 第13 議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について
- 第14 議員派遣の件について

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（25名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
10番	青山豊	11番	加藤勝義
12番	奥山豊和	13番	本間利博
14番	菅原正志	15番	土田祐輝
16番	佐藤清春	17番	佐藤忠久
18番	塩田勉	19番	佐々木喜一

20番	佐藤誠洋	21番	高橋聖悟
22番	木村清貴	23番	阿部正夫
24番	齋藤光司	25番	菅原恵悦
26番	佐々木誠		

欠席議員（1名）

9番 播磨博一

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋大	副市長	佐藤良吉
教育長	高橋準一	総務企画部長	浮嶋伸
財務部長	石山清和	市民生活部長	小丹茂樹
健康福祉部長	柴田恒宏	産業経済部長	遠藤久志
建設部長	照井康晴	上下水道部長	鈴木弘志
教育総務部長	小川良平	教育指導部長	佐藤稔
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部長 総務課長	佐藤亮
総務企画部 経営企画課長	渡部幸伸	財務部財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	遠藤晴美
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高山勇光	十文字地域局長	鈴木淳悦
山内地域局長	照井礼司	大雄地域局長	小松田文夫

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	村上伸夫
総務担当主査	佐藤和志	総務担当主査	小田嶋あけみ
議事調査担当主査	長瀬肇	議事調査担当主査	松井尊臣

議事調査担当主任 藤 井 健 一

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○高橋実 議会事務局長 おはようございます。議会事務局長でございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っておりますので、ご紹介いたします。

佐々木誠議員、議長席へお着きください。

○佐々木誠 臨時議長 ただいま紹介されました佐々木誠です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、平成25年第5回横手市議会11月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○佐々木誠 臨時議長 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

9番播磨博一議員から欠席する旨の届け出があります。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時16分 再 開

○佐々木誠 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の選挙

○佐々木誠 臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○佐々木誠 臨時議長 ただいまの出席議員数は25人です。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

○佐々木誠 臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木誠 臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

○佐々木誠 臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票の正確を期するため申し上げます。同姓の議員がおられますので、この場合、姓のみの記載は無効とさせていただきます。したがって、氏名をはっきりとお書き願います。点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

○佐々木誠 臨時議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木誠 臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

○佐々木誠 臨時議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番高橋和樹議員、25番菅原恵悦議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

【立会人高橋和樹議員、菅原恵悦議員立ち会いの上、開票】

○佐々木誠 臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数25票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票25票であります。有効投票のうち木村清貴議員23票、斎藤勇議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、木村清貴議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された木村清貴議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選された木村清貴議員から当選の承諾及び挨拶をいただきます。

これをもって臨時議長を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【佐々木誠臨時議長議長席を退き、木村清貴議長議長席に着く】

○木村清貴 議長 皆さんのたくさんのご支持をいただきまして、ただいま議長という重責を担うことになりました木村であります。

この地方議会というのは、もともと議員お一人お一人が、それぞれの主義・主張があって、市会議員という立場になられた方の集団であります。今後とも、横手市、横手市民のための大きな見地からの議論をお願いしたいと思います。

また、今回の市長選では、大変若い市長が誕生いたしました。新しい風が吹こうとしております。ただ、私にはまだ、その風がどういう風なのか、つかみ切れておらないところがあります。議会が一体となって、しっかりと監督し、また政策提言をし、すばらしい議会にさせていただきたいと心から願って、お礼の言葉にかえさせていただきます。

ありがとうございます。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○木村清貴 議長 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○村上伸夫 議会事務局主幹 議席番号とお名前を読み上げます。

1番高橋和樹議員、2番佐藤徳雄議員、3番立身万千子議員、4番斎藤勇議員、5番小野正伸議員、6番遠藤忠裕議員、7番土田百合子議員、8番寿松木孝議員、9番播磨博一議員、10番青山豊議員、11番加藤勝義議員、12番奥山豊和議員、13番本間利博議員、14番菅原正志議員、15番土田祐輝議員、16番佐藤清春議員、17番佐藤忠久議員、18番塩田勉議員、19番佐々木喜一議員、20番佐藤誠洋議員、21番高橋聖悟議員、22番木村清貴議員、23番阿部正夫議員、24番齋藤光司議員、25番菅原恵悦議員、26番佐々木誠議員。

○木村清貴 議長 ただいま朗読したとおり議席を指定しました。

◎会議録署名議員の指名

○木村清貴 議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番高橋和樹議員、2番佐藤徳雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○木村清貴 議長 日程第5、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○木村清貴 議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○木村清貴 議長 ただいまの出席議員数は25人です。

投票用紙を配付させます。

【投票用紙配付】

○木村清貴 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

○木村清貴 議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票の正確を期するため申し上げます。同姓の議員がおられますので、この場合、姓のみの記載は無効とさせていただきます。したがって、氏名をはっきりとお書き願います。点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

○木村清貴 議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

○木村清貴 議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番佐藤徳雄議員、24番齋藤光司議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤徳雄議員、齋藤光司議員立ち会いの上、開票】

○木村清貴 議長 選挙の結果をご報告します。

投票総数25票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票25票、無

効投票ゼロ票であります。有効投票のうち遠藤忠裕議員23票、立身万千子議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、遠藤忠裕議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された遠藤議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選された遠藤忠裕議員から、当選の承諾及び挨拶をいただきます。

ご登壇いただきます。

【遠藤忠裕 副議長登壇】

○遠藤忠裕 副議長 皆様のおかげで、自分の思いを一つ達成させていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、私は議会改革の実践の年と位置づけて、この議場に参りました。

また、選挙の間に、住民の皆様方の意見もいろいろお聞きしておることも事実でございます。

議長を補佐しながら、議会一丸となって、新しい市政に少しでもプラスになるように頑張っていきたいと思っております。

皆様方のご協力、ご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員の選任

○木村清貴 議長 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、1番高橋和樹議員、7番土田百合子議員、13番本間利博議員、14番菅原正志議員、15番土田祐輝議員、19番佐々木喜一議員、20番佐藤誠洋議員、22番木村清貴議員、25番菅原恵悦議員、以上9人を総務文教常任委員に。

3番立身万千子議員、5番小野正伸議員、9番播磨博一議員、10番青山豊議員、12番奥山豊和議員、17番佐藤忠久議員、18番塩田勉議員、21番高橋聖悟議員、23番阿部正夫議員、以上9人を厚生常任委員に。

2番佐藤徳雄議員、4番斎藤勇議員、6番遠藤忠裕議員、8番寿松木孝議員、11番加藤勝義議員、16番佐藤清春議員、24番齋藤光司議員、26番佐々木誠議員、以上8人を産業建設常任委員に、それぞれ議長が指名いたします。

◎議会運営委員の選任

○木村清貴 議長 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番立身万千子議員、8番寿松木孝議員、11番加藤勝義議員、16番佐藤清春議員、17番佐藤忠久議員、18番塩田勉議員、21番高橋聖悟議員、24番齋藤光司議員、25番菅原惠悦議員、26番佐々木誠議員、以上10人を議長が指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午後 2時14分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎市長挨拶

○木村清貴 議長 市長から挨拶があります。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 先月23日に市長に就任し、初の議会を迎えるに当たり、若干のお時間をいただいでご挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様におかれましては、先般の市議会議員選挙において、市民の皆様からご支持、厚い信頼により、見事ご当選なされました。心からお喜びとお祝いを申し上げます。

定数が4人減員の26名となった中でご当選された議員お一人お一人に寄せられる市民の皆様の期待は、これまで以上に大きいものであると受けとめていらっしゃるのではないのでしょうか。

申し上げるまでもなく、議会は、住民が直接選挙で選んだ代表で構成される議決機関であり、車の両輪に例えられる議会と執行機関とが、それぞれの立場から議論を尽くし、市政発展のためにともに歩みを進めていかねばなりません。

これからの4年間、議員皆様のさまざまなご意見やご提案を真摯に拝聴し、時にかんかんがくがく議論を闘わせながら、よい意味での緊張感を保ちつつ、より活力あるまちづくりに資する政策の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、何とぞ格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私もこのたび、市長選挙におきましては、多くの皆様の温かいご支援とご支持を賜り、市政を担わせていただくこととなりました。

ご承知のとおり、3カ月ほど前までは市議会議員として、市政発展のため、その職務を誠心誠意務めていただかせておりましたが、これからは立場をかえ、執行機関である横手市の市長として、9万

8,000人余りの市民の皆様への幸福へのかじ取り役という新たな大役を与えていただいたこととなります。大変光栄であると同時に、改めてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであり、市民の皆様からいただいた信頼と期待をしっかりと受けとめ、全身全霊をかけてその職務を務めさせていただく所存であります。

昨年の政権交代から間もなく1年を迎えようとしておりますが、地方における経済情勢はまだまだ大変厳しい状況にあり、先行きの不透明感から、将来に対する不安など、閉塞感の高まりも感じられるところでもあります。

また、郡市一体の市町村合併から8年が経過いたしました。市全体の均衡ある発展や一体感の高まりという点では、いまだ道半ばにあると感じております。

こうした中で、私は、市民一人一人が誇りを持てる町を実現するため、地域の特色と埋もれている魅力を発掘、発信し、地域の底力をもっと引き出し、この横手市を元気に導くあらゆる方策に、市民の皆様とともに、積極果敢に挑戦し続けてまいりたいと考えております。

市民と行政が一体となって、愛する横手が10年後、20年後も夢と希望を持って暮らしていけるまちづくりに邁進する決意でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任の挨拶いたします。

さて、就任の挨拶に引き続き、このようなご報告を申し上げねばならないことは大変残念ではございますが、議員並びに市民の皆様に対しまして、私からのご報告とおわびを申し上げます。

既に、新聞などで報道されましたとおり、このたび、平鹿地域局職員による農地法3条許可に係る不適正な事務処理が判明し、10月31日付で当該職員を停職3カ月に、また、上司である関係職員にそれぞれ戒告などの処分を発令いたしました。

また、本件には、公文書偽造などの疑いもあることから、同日、横手警察署に刑事告発し、受理されたところであります。

この場をおかりして、議員の皆様を初め、市民の皆様、関係者の皆様には、公文書及び市の行政運営に対する信頼を損ない、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに、心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今回の不適正処理の要因には、当該職員については公務員としての自覚、モラルの不足、事務をとる上で当たり前の報告、連絡、相談の欠落が確認されましたし、また、公文書が正当な手続なしに作成されることを許した、組織としての仕事の進め方にも問題があったものと考えております。

再発防止策として、既にできることは着手しておりますが、今回の問題をしっかりと検証し、市を挙げて問題解決を図り、1日も早く市民の皆様の信頼を回復できますよう、全力を挙げて取り組んでまいりますことを、ここにお約束をして、私からのご報告とおわびにかえさせていただきます。

◎各委員会正副委員長の報告

○木村清貴 議長 ご報告いたします。

先ほど開催されました各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、土田祐輝委員、副委員長、佐々木喜一委員、厚生常任委員会委員長、小野正伸委員、副委員長、高橋聖悟委員、産業建設常任委員会委員長、齋藤光司委員、副委員長、佐藤徳雄委員、議会運営委員会委員長、寿松木孝委員、副委員長、佐々木誠委員、以上のとおりであります。

監査委員から、随時監査報告書並びに例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎報告第43号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第9、報告第43号専決処分の報告について報告を求めます。

健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第43号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、10月3日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。議案書の2ページをごらんください。

事故の発生日時は、平成25年7月6日、午前8時30分ごろでございます。

発生場所は、横手市大雄字石持前72番2地先、市道折橋四津屋線の交差点でございます。

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、健康福祉部指定通所介護事業所職員が公用車を運転し、市道折橋四津屋線を走行中、前方不注意で左側から急に右折してきた相手車両と衝突し、双方の車両を破損したものでございます。

過失の割合は、市側が10%、相手側が90%でございます。

賠償の額は2万4,200円でございます。全額を全国市有物件共済で対応するものでございます。

この事故につきましては、本年7月の事故でございますが、当市の介護車両に施設利用者が同乗しておりまして、事故の衝撃で全治1カ月のけがをいたしました。このため、相手側保険会社等の賠償手続等に時間を要し、10月3日の専決処分となりました。

福祉施設の送迎時の運転につきましては、特に事故のないよう機会あるごとに注意喚起しておりましたが、このような事故が起こってしまったことにつきまして、改めておわびを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 報告に対する質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第43号の報告を終わります。

◎報告第44号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第10、報告第44号専決処分の報告について説明を求めます。

大雄地域局長。

○小松田文夫 大雄地域局長 ただいま議題となりました報告第44号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

その内容であります、議案書4ページをごらん願います。

事故の発生日時であります、平成25年9月18日、午前9時ごろであります。

場所は、横手市大雄字三村東18番地、市役所大雄庁舎内車庫前駐車場であります。

相手方は、記載のとおりであります。

事故の概要であります、本市大雄地域局産業建設課非常勤職員が、車庫に駐車しておりました2トンドンプをバックさせる際、後方確認が不十分だったため、車庫前駐車場に駐車してあった相手方車両に接触し、運転席側ドアを破損させたものであります。バックミラーで後方確認しながら後退しましたが、相手方車両が真後ろにいたため、バックミラーの死角となってしまう、存在に気づくことができませんでした。

損害賠償額は15万6,323円で、事故の過失割合は、市側が100、相手方がゼロであります。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国市有物件災害共済会の賠償保険で対応されるものであります。

機会あるごとに注意喚起しておりましたが、このような事故を起こしてしまい、まことに申しわけありませんでした。

よろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第44号の報告を終わります。

◎報告第45号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第11、報告第45号専決処分の報告について報告を求めます。

大森地域局長。

○高山勇光 大森地域局長 ただいま議題となりました報告第45号専決処分の報告について説明申し上げます。

本案は、車両破損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分しましたので、地方自治法の規定により、本議会に報告するものであります。

議案書6ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成25年9月11日水曜日、午前9時ころでございます。

発生場所は、横手市大森町字文天鏡田318番地、大森健康温泉の敷地内であります。

相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、大森地域局産業建設課非常勤職員が、手押し式の草刈り機で除草作業中、草刈り機の刃に当たった石が飛散し、駐車していた被害者所有の軽乗用車右後部ドア3カ所に当たり、破損させたものでございます。

過失割合は、市が100%であります。

損害賠償額は3万7,905円で、全額を全国市有物件災害共済で対応するものでございます。

今年初めて手押し草刈り機を使う職員でありましたので、注意喚起しておりましたが、このような事故を起こしてしまったことにつきまして、改めておわび申し上げ、報告とさせていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第45号の報告を終わります。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第12、議案第132号財産の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第132号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第132号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。

総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第132号財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

次のとおり、マイクロソフトオフィス及びマイクロソフトアクセスライセンス（内部情報PC用）を購入するというものでございます。

提案理由でございますが、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）でございますが、第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要をご説明いたします。

現在、内部情報系システムで使用しております事務用パソコンのオフィスサポート、オフィスソフト、マイクロソフトオフィスとマイクロソフトアクセスが、平成26年4月9日で製品サポートが終了となります。ご案内のとおり、サポートが終了いたしますと、いわゆる製品の脆弱性等に対する更新プログラムが提供されなくなり、ウイルス感染や情報漏えいなどのリスクを負うことにもなり、システム全体に影響を及ぼすこととなります。そのために、最新のオフィスソフトへの更新をお願いするものでございます。

名称でございますが、マイクロソフトオフィス748ライセンス、それからマイクロソフトアクセス200ライセンス。

契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。市内14業者中、6業者から応札がございました。詳細につきましては、別添の資料のほうに記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

購入金額でございますが、2,927万8,200円でございます。落札率は89.09%となっております。

購入の相手方でございますが、横手市卸町2番2号、株式会社渡敬、代表取締役、渡部尚男氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第132号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

◎議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について

○木村清貴 議長 日程第13、議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○木村清貴 議長 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成25年第5回横手市議会11月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時36分 閉会

